

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

ふぐ処理施設 (第13条)

<認定>

ふぐの処理 (ふぐの除毒) を行う。



営業者

認定基準 (14条)
営業者の義務 (20条)



ふぐ処理者の
必置

ふぐ処理者 (第3条)

<免許>

ふぐの処理 (ふぐの除毒) を行う。



試験制度 (4条・5条)
ふぐの処理の従事制限 (11条)
ふぐ処理者の義務 (12条)

ふぐの販売の規制 (23条)



認定申請 (13条)
変更届 (18条)
廃止届 (19条)

認定の取消し・禁停止 (15条)
報告要求・施設立入検査 (25条)

免許の交付 (7条) 再交付 (8条)
免許の取消し・停止 (10条)
報告要求 (25条)

知 事

手数料 (26条) (試験、免許証交付、認定申請)

罰則規定 (28条・29条・30条)

両罰規定 (31条)